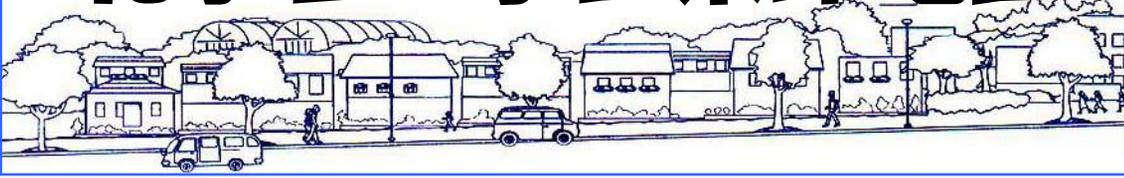


# 北小岩一丁目東部地区

連絡先：推進第一係  
TEL5668 - 5877

## 北小岩一丁目東部土地区画整理事業を開始します!!

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

第14回のまちづくり懇談会でもご説明したとおり、5月17日（火）に事業計画決定の公告を行いました。このことにより、当地区の土地区画整理事業は法的に決定され、事業の開始となります。

この公告により、下記のとおり事業計画書を縦覧します。

### 事業計画書の縦覧（閲覧）について

- 縦覧期間 事業計画決定の公告の日から換地処分公告の日まで（土日、祝祭日、年末年始を除く）
- 縦覧時間 午前8時30分～午後5時00分
- 縦覧場所 ①土木部 沿川まちづくり課（区役所第二庁舎一階）  
②北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所（北小岩1-20-7）

## 第14回まちづくり懇談会を開催しました

5月14日（土）、16日（月）に小岩アーバンプラザで第14回まちづくり懇談会を開催しました。お忙しい中お越しいただきありがとうございました。

今号のまちづくりニュースでは、懇談会でご説明した権利の申告と基準地積の更正について掲載いたします。

※詳細は、まちづくり懇談会でお配りした「権利申告のしおり」をご覧ください。

### 権利の申告

事業を実施するにあたり、所有権および借地権等の権利関係を確認し、事業に反映する必要があります。現在、土地登記簿により権利の調査をしていますが、全ての権利等が登記されているとは限りません。登記されていない借地権等の権利については、皆さまからの申告等により確認をさせていただきます。

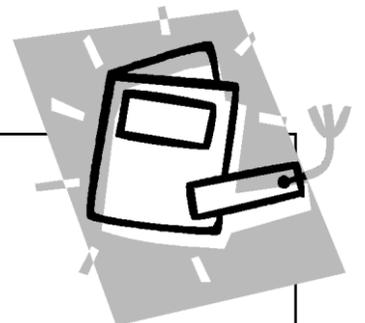
この申告により、移転補償契約を結ぶ権利者を確定させる等、皆さまの権利を保護できることとなります。

### ●土地の権利関係の申告 ※（）内は「権利申告のしおり」参照ページです

- ・借地権の申告（P4、P6）
- ・相続についての届出（P11、P13）
- ・共有地、共同借地における代表者選任についての届出（P12、P15）
- ・借地権以外の権利についての申告（P5、P7）

※その他、「申告してある借地権に変動が生じた場合の届出」「住所、または氏名が変わった場合の届出」「土地所有権を移転する場合の届出」等があります。

詳細はまちづくり懇談会でお配りした「権利申告のしおり」をご覧ください。



## ●建物の権利関係の申告

建物名義の方が亡くなられている場合には、法務局に対して相続登記を行っていただかないと建物補償契約ができません。

## ●申告ができる期間

事業施行期間中いつでもお受けします。  
(事業計画決定の公告日～換地処分の公告日)

〈注意〉

申告は事業開始後いつでもできますが、選挙人名簿作成基準日(8月上旬予定)までに申告をしないと審議会の選挙権・被選挙権を得られない場合がありますのでご注意ください。

また、共有地や共同借地の方は、権利者の方全員が選挙権・被選挙権をもつのではなく、代表の方が選挙権・被選挙権を行使することになります。代表者1名を選任し『代表者選任通知書』を提出してください。

※申告に時間を要する場合は個別にご相談ください。

## 基準地積の更正(土地面積の実測確認申請)

土地区画整理事業では、原則として土地登記簿の面積を基準として換地を定めます。しかし、土地登記簿の面積と実際の面積が異なる場合があります。

このような場合、基準地積の更正(土地面積の実測確認申請)を行うことにより、実際の面積を換地面積として取り扱うことができます。申請には測量図や隣接地所有者との境界確認の書類等が必要になります。

これは全ての方に申請していただくものではありません。登記簿面積より実際の土地面積が大きい方は申請していただくことで、実際の土地面積を基準として事業後に換地いたします。

※詳細はまちづくり懇談会でお配りした「権利申告のしおり」P17～P28をご覧ください。

**申請期限：7月19日(火)まで**

※この期限を過ぎた後の申請はお受けできません。

## まちづくり懇談会でお配りした資料の訂正について

5月14日(土)、16日(月)のまちづくり懇談会でお配りした『権利申告のしおり』に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。『権利申告のしおり』の訂正箇所については以下のとおりとなります。

訂正箇所	訂正前	訂正後
P1 四角の中の2行目	します。 <u>更生</u> って、新しい	します。 <u>これによって</u> 、新しい
P1 3の備考の4行目	相続人が <u>当</u> 分したものと	相続人が <u>等</u> 分したものと
P1 4の2つ目の表	<u>番地</u>	<u>地番</u>
P1 7の20行目	書面及び相続届 <u>書</u> を提出	書面及び相続届 <u>出書</u> を提出

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

